

## 54—01 P

### 訂正審判の請求

#### 1. 概要

訂正審判は、「願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面」について請求することができる（注）（特 § 126①、特登令 § 16 二、）。

例えば、願書、要約書、特許公報などは訂正できない。

（注）平成 15 年 6 月 30 日以前にされた出願について、補正、訂正明細書は旧様式によるため（省令附則 § 2①）、訂正審判は、「願書に添付した明細書又は図面」について請求することになる。

「願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面」とは、特許権の設定登録時のものである。ただし、当該訂正審判の請求の前に、他の訂正審判の審決の確定、訂正が認容された無効審判の審決の確定又は特許異議の申立てについての決定の確定があるときは、その際に訂正された明細書、特許請求の範囲又は図面である（特 § 134 の 2⑨、特 § 128、平 6 特 § 120 の 4③、平 6 特 § 128）。

#### 2. 訂正一般（→38—00）

#### 3. 一群の請求項（→38—01）

#### 4. 明細書又は図面の訂正（→38—02）

（改訂 R1.6）